

ぬ擅越はすなはち忍勝の同属なり。眷属議りて曰はく「殺人の罪を断らしめよ。

故に輒く焼き失はず」といひて、地を点めて冢を作り殯り取めて置く。死に

て五日を歴てすなはち甦り、親属に語りて言はく「召す使五人、共に副ひて疾

く往く。往く道の頭にはなはだ峻しき坂有り。坂の上に登りて躊躇ひて見れば、

三の大なる道有り。ひつ道は平にして広し。ひと道は草生えて荒る。ひと道は

藪を以ちて塞る。衢の中に王有り。使白して言さく「召せり」とまうす。王

平なる道を示して言はく「是の道より將よ」とのたまふ。王の使のみ往く。

道の末に大なる釜有り。釜の湯気焰の如く、涌沸くこと波の如く、吼鳴ゆるこ

と雷の如し。すなはち忍勝を取りて、井と彼の釜に投る。釜冷えて破裂れて四

の破れと成る。爰に三の僧出で來り、忍勝を問ひて言はく「汝何の善を作

ふ」といふ。答へていはく「我れ善を作はず。ただし大般若經六百卷を写さ

むと欲ひき。故にまづ願を發してまだ書き写さず」といふ。時に、三の鉄

の札を出して、校ふれば白すが如し。僧告げて言はく「汝實に願を發し出家

し道を修ふ。是の善有りといへども住める堂の物を多用する。故に汝の身を摧

くなり。今還りて願ふことを畢へ、後に堂の物を償へ」といふ。纏放たれて

還来り、三の大なる衢を過ぎて坂より下りてすなはち見れば、甦返る」といふ。

八八文となる。本説話は、これをあらわす表現

を誤写したか。

第二十四縁 神が罪の報いの身である、とされ、仏の優位が示される。扶桑略記・光仁天皇条に引用。

三 滋賀県野洲郡。天三土山。

七 延喜式・神名帳に、近江国野洲郡に御上神社がみえる。現在の御上神社である。本説話によれば御上神社は「陀我大神」を祭っているが、延喜式・神名帳にみえる近江国犬上郡の多神社(現在の多賀大社)との関係は不明。神祇正宗(上内裏三十番社)を述べて十八日の箇所に「三山(上カ)大明神」をあげ、「今ノ多賀大明神、本地ハ伊奘諾尊也」としている。

八 神社を経済面から支えるための封戸。神戸、神封という。その戸より納める調、庸、田租が神社の建造や調度などにあてられた(神祇令)。

新抄格勅定とみえる松浦貞俊(下文に典主の横神六戸)と云ふ。

九 未詳。本説話以外に所伝をみない。

三 本書では、動物が人のことばを発するばかりでなく、夢の中、といはう設定無しに動物が人

によつて発言内容が実であると確認されている。

本説話は、夢の中、といはう設定無しに動物が人のことばを発しているが、惠勝はその動物の發

言内容の虚実を検討することなく信じてゐる。

満腹は信じない。白猿の發言内容を信じると信じないので、夢のと夢をみて

斯れすなはち願を發したる力なり。物を用ひ災は、是れ我が招ける罪なり。

地獄の咎にあらず。大般若經に云はく「おほよそ錢一文を二十日に至りて倍さば、一百七十四万三貫九百六十八文に倍して在らむ。故に竊に一文の錢すら盜み用ることなかれ」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

修行ふ人を妨ぐるに依りて猴の身を得る縁 第二十

四

修行ふ人を妨ぐるに依りて猴の身を得る縁 第二十

近江国野州郡の部内の御上嶺に、神の社有り。名けて陀我大神と曰ふ。

封六戸を依せ奉る。社の辺に堂有り。白壁天皇の御世の宝龜年中に、その堂に居住める大安寺の僧惠勝、暫頃修行ふ時に、夢に人語りて言はく「我が為に経を読め」といふ。驚き覚めて念ひ怪ぶ。明日に小き白き猴現れ來りて言はく「此の道場に住みて、我が為に法華經を読め」といふ。僧問ひて言はく「汝は誰ぞ」といふ。猴答へて言はく「我れは東天竺國の大王なりき。彼の國に修行僧有り。徒者の數千なり。所以に農業怠る。數千といふは、千余の數を数千と云ふなり。因りて我れ制めて言はく「徒者多くあることなかれ」といひき。其の時

一殺意なく鬪闘して人を殺したばあいは絞、刃を用いて人を殺したばあいと故意に人を殺したばあいでも、冥界の岐路が叙述されない。閻羅王と解すべきではない。

六 中国説話の世界では、冥界の岐路が叙述されるが、その岐路がどのような状態なのか、岐路のひとつに平坦な道が含まれているのか、岐路のひとに平坦な道が含まれているのか、岐路が沸きたっている、と述べられるのはめずらしい。

五 本説話にみえる王には名がつけられていない。

七 下一坂岸、岸下見有。鍼湯刀劍楚毒之具、ハ底本訓釣井(井か)ヘツハト。「井」は、井の中に物を投げ入れたときの音をあらわす文字。

八 底本訓釣井(井か)ヘツハト。「井」は、井の中に物を投げ入れたときの音をあらわす文字。

九 下卷二十二縁。二〇下卷二十二縁。

一二 繼一は、一すると同時に、の意。

三 原文即見。見ると同時に、の意。

四 第一日に二文、第二日に二文、第三日に四文、第四日に八文、といふ。あるいは毎日二倍にしてゆくならば、第二十日には五四二八八文となる。本説話の二百七十四万三貫九百六十文、「百七十萬三貫九百六十文」とは大きく相違する。記教法に少々問題があるが、五百三十九万六八文をあらわすか(一貫は一千文)。一七四三九万六八文は一七四三九万六八文を二貫をひとまとまりの単位のよう考へて記すならば、一七四×三貫十二三

に我れは從衆の多きことを禁め、道を修ふことを妨げざりき。道を修ふことを禁めずといへども、從者を妨ぐるに因りて罪の報と成りて、なほ後の生にて此の獼猴の身を受け、此の社の神と成る。故に斯の身を脱れむが為に、此の堂に居住みて我が為に法華經を読め」といふ。僧言はく「然れば供養し行はむ」といふ。時に獼猴答へて曰はく「本より供ふべき物無し」といふ。僧言はく「此の村に纏多有り。此れを、我が供養の料に充てて經を読ましめよ」といふ。獼猴答へて言はく「朝庭我れに睨ふ。而れども典れる主とは、すなはち彼の神の社の司なり。僧言はく「供養無くは、何為經を読み奉らむ」といふ。獼猴答へて言はく「然れば、浅井郡に諸の比丘有り。六巻抄を読まむとす。故に我れ其の知識に入らむ」といふ。浅井郡は、同じき国内に有る郡なり。六巻抄は是れ律の名なり。此の僧念ひ怪びて、獼猴の語に隨ひて、往きて檀曰の山階寺の満預大法師に告ぐ。猴の説へたる語を陳ぶ。其の檀曰の師、受けずして言はく「此れ猴の語なり。我れは信はず。受けず。聽かず」といふ。すなはち抄を読まむとして、設をする頃に、堂童子優婆塞、忿々しく走り来りて言はく「小き白き猴堂の上に居る」といふ。纔見れば九間の大なる堂、併ること微き塵の如く、みなことごとく

とく折れ摧く。仏の像みな破れ、僧坊みななぶる。見れば誠に告げたるが如し。
既にことごとく破れ損はる。檀曰と僧と更に七間の堂を作り、彼の陀我大神のみを顕せる猴の語を信ひて、同じく知識に入れて、願ふ所の六巻抄を読み、并に大神の願ふ所を成す。然うして後に、願了るに至るに、かつて障の難無し。夫れ善き道を修ふことをさまたげ、儂猶猿と成る報を得。故に僧を勧へ催すなり。なほ妨ぐるべからず。悪しき報を得るが故に。往昔過去に、羅睺羅国王作りし時に、一の独覺を制めて、食を乞はしめず、境に入ることを聽さず、七日頃飢ゑさしめき。此の罪の報に依りて、羅睺羅六年生れず、母の胎の中

こと得る縁 第一十五

大海に漂流れ敬ひて积迦仮の名を称へて命を全くする
こと得る縁 第二十五

界、神仏の世界が示される。↓上巻十縁。

三法華經を畜生救済のための經と把握しての言か。

三この会話文の原文は「住此道場、而為我説法華經」云。会話文の末尾に「云々」を置くことは中國説話の世界では珍しいことではない。

夷堅志所収の説話に多くの例がみえる。

云東印度。印度(天竺)を五地方(五天竺)に分けたひとつ。

云原文、從者數千^二が、從者の数が千、の意であつて、從者が數千、の意ではないことを示す注。

云原本、從者數千^一が、從者の数が千、の意で、

一罪業に対する報果として受けた身。

二「西天」^三靈鷲山、鎮守へ以猿為使者^二(溪嵐捨葉集^一)とあるような、天竺とサルとのイメージの結びつきにもづくか。

二上文に「封六呂」とあつた。

四底本訓釈「典可止礼留」。

五どのようにして。

六滋賀県東浅井郡、伊香郡あたり。

七道宣の四分律刪繁補闕行事鈔。六巻に調卷さるは古いがあつた。

八「檀越」に同じ。施主。

九興福寺。

二二未詳。本説話以外に所伝をみない。「大法師」は→下巻十七縁。

二二纏^一は、一すると同時に、の意。

三三こことにみえる「九問」、下文にみえる「七問」は、母屋(や)の衍行(假^一・傳^二の方向)の柱間(問^一)の数がそれだけ、七であることを示す。きらわて異なる堂舎が立ち並んでいたらしい。

宝龜四年(一五七三)三月、近江国に大風が吹き荒れた(続紀)。本説話にみえる堂舎の一瞬にしての崩壊は、おそらくはその時の大風によるものであろう。本説話は、堂舎の崩壊を神のしわざとして説明しようとするもの。

三原文 信「彼陀我大神顯名猴之語」。

西 玄応の「一切經音義・二十一」に「又言^テ覆障、六年在^テ胎、為胎所^テ覆也」、又七年在母腹中^テ、「由^テ往業^一、二由^テ現在^一、往業者、昔曾作^テ三國王^一、制斷^一、獨覺^一、不^テ聴入^テ境、獨覺在^テ山、七日不得^テ乞食、因墮地獄、余報猶七年、在母腹中^テとみえ、故詣所引の津潮の指摘)。摩訶僧祇律・十七はじめ音書にみえるが、措辞の面からいえば一切経義義がもつとも類似する。羅睺羅は枳迦の子。独覺は山林修行者。

第二十五緑 今昔物語集十二ノ十四に書承。
五 成人の男子。戸令にみえる「丁」と同意か、
その辯証によるならば、二十一歳以上の
男子(戸令)。七十五七年以降は二十二歳以上とさ
れた(類聚三代格・十七)。